

鶴田町 農業委員会だより

令和3年12月 発

第14号



《編集・発行》
鶴田町農業委員会事務局
(鶴田町産業課農地班)
22-2111(代表)
(内線 294. 295. 296)

農地情報

農地について、受け手をさがしています。興味のある方は、農業委員会まで、お問い合わせください。

★12月末現在

番号	売買 貸付	農地所在	現況	面積 (㎡)
8	売	鶴田町大字木筒字下掛橋	畑	490
		鶴田町大字木筒字東柳川	畑	1,606
		〃	畑	189
		〃	畑	361
		〃	畑	176
9	売	鶴田町大字横范字林元	畑	34
		〃	畑	1,110
		〃	畑	200
17	売	鶴田町大字強巻字押上	畑	527
		〃	畑	569
		鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾	畑	430
18	貸	鶴田町大字中野字北原	畑	972
		〃	田	37
		鶴田町大字中野字北岡	田	114
23	売・貸	鶴田町大字木筒字東柳川	畑	1,193
		〃	畑	280
25	売・貸	鶴田町大字沖字岡田	田	6,024
28	売・貸	鶴田町大字横范字森口	畑	133
29	売	鶴田町大字横范字矢留崎	畑	282
30	売・貸	鶴田町大字大巻字大川瀬	畑	1,373
32	貸	鶴田町大字妙堂崎字米山	畑	8,316
33	売・貸	鶴田町大字横范字矢留崎	畑	1,199
37	売・貸	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾	リンゴ	4,000
38	売・貸	鶴田町大字廻堰字下桂井	畑	508
39	売・貸	鶴田町大字廻堰字大沢	畑	3,796
44	売・貸	鶴田町大字妙堂崎字米山	畑	2,833
		鶴田町大字廻堰字大沢	畑	3,401
46	売・貸	鶴田町大字横范字林元	リンゴ	488
		〃	リンゴ	1,558
		〃	リンゴ	192
		〃	畑	969
48	貸	鶴田町大字鶴田字小泉	畑	1,777
49	貸	鶴田町大字山道字忍田	畑	2,281
		〃	畑	367
50	贈	鶴田町大字境字里見	田	301
51	売・貸	鶴田町大字境字北原	リンゴ	335
		〃	リンゴ	2,739
52	売	鶴田町大字廻堰字大沢	畑	2,174
53	売	鶴田町大字鶴田字押上	畑	272
54	貸	鶴田町大字野木字上池田	田	2,644
		〃	田	171
		〃	田	563
55	売・貸	鶴田町大字境字里見	ブドウ	5筆8,394
56	売	鶴田町大字廻堰字大沢	畑	2筆4,639

57	売	鶴田町大字瀬良沢字長田	田	8筆5,524
58	売	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾	畑	372
59	貸	鶴田町大字野木字東松虫	畑	2,000
60	売・貸	鶴田町大字菖蒲川字前田	田	1,321
61	売・貸	鶴田町大字鶴田字小泉	畑	1,253

※農地を売りたい・借りたい方は、農業委員会にご相談ください。
※農地を売りたい・貸したい方は、農地情報登録届出書が必要です。
・なお、次回から掲載不要の方は、取下願を提出してください。
※金額等・その他の内容に関しましては、出し手・受け手、双方でお話くださるようお願いしております。(農業委員会では仲介していません。)
◆申請後、現場確認のため、現地の写真を撮影させていただきます。

各種申請書の受付締め切り日について

町農業委員会では、各種申請書の受付締め切り日を次のように設定しています。

◎農地法第3条申請書、利用権設定関係、競売・公売買受適格証明願

・農地を農地として貸借・売買する場合、又は競売・公売の入札に参加する場合
毎月末日締め切り(休日の場合は前日)

◎農地法第4条申請書、第5条申請書

・農地を農地以外のものとして使用する場合
例:住宅・車庫・店舗等の建築
毎月末日締め切り(休日の場合は前日)

◎あっせん申出書

・あっせんにより農地を貸借・売買する場合
毎月末日締め切り(休日の場合は前日)

※各申請書類等については、原則として必要書類が添付されていなければなりません。

※必要書類については事前にお問い合わせください。

不明な点などがございましたら、電話等でご相談ください。

鶴田町農業委員会委員を募集します！

～ 農地利用最適化の推進に向けて ～

★農業に精通した方なら、どなたでも自薦、他薦により応募できます。

	鶴田町農業委員会委員 募集要項
対象者	<p>募集対象者は、農業に関する識見を有し、農地等利用の最適化の推進に関する事項やその他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。</p> <p>ただし、次に該当する方には資格がありません。</p> <p>①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方</p> <p>②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方</p>
募集人数	18人
推薦・応募方法	<p>自薦、または他薦(農業者等の推薦または農業者が組織する団体等の推薦)による。</p> <ul style="list-style-type: none">・「農業者等の推薦」とは、農業者等3人以上の連名による推薦をいいます。・「農業者が組織する団体等の推薦」とは、農業者等で組織する団体等で規約または定款があり、代表者が決定している団体の推薦をいいます。・自薦の場合は「応募書」に、推薦の場合は「推薦書」に記入のうえ、持参または郵送等により、下記申込先に提出してください。 <p>※ 応募書及び推薦書の用紙は「鶴田町役場2階 農業委員会」の窓口にて備え付けてあります。</p>
推薦・応募受付期間	<p>令和3年12月20日(月)～令和4年1月21日(金) 必着</p> <p>(推薦及び応募の状況は12月25日頃から随時、鶴田町ホームページで公表します。)</p> <p>※受付は、土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。</p>
選任の方法	<p>鶴田町農業委員会委員選考委員会により候補者を選考し、鶴田町議会の同意を得て、鶴田町長が任命します。</p> <p>※ ただし、法律の規定等により、選考にあたっては次のような条件があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・認定農業者が委員の過半数を占めるようにします。・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない人が含まれるようにします。 <p>※ また、法律の規定等により、次のように配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none">・年齢及び性別に著しい偏りが生じないようにします。
主な役割	<p>①農地の権利移動等に係る申請地の現地確認</p> <p>②農地の権利移動等の申請の審査・許可決定等のための会議に出席</p> <p>③遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積、新規就農の支援活動等</p> <p>④農地中間管理機構との連携活動</p> <p>⑤その他、農業委員会が必要とする活動等</p>
任期・報酬	任期:3年間(令和4年4月1日～令和7年3月31日) 報酬:月額 22,500円
問い合わせ及び申込先	<p>〒038-3595 鶴田町農業委員会事務局 鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場2階 ☎ 0173-22-2111 (内線294・295)</p>